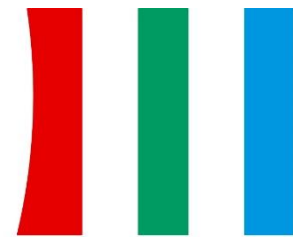


震災後のすみやかな 復興に向けて

- ・関東地方南部では、今後 30 年以内にマグニチュード 7 クラスの大地震が発生する切迫性が高いとされており、その際には、建物の倒壊や火災延焼など、広範囲で被害の発生が想定されています。
- ・そして、大きな被害を受けた場合、復旧から復興までには長い年月を要することとなります。
- ・円滑な復興のためには、まずは災害リスクを正しく理解するとともに、被災した場合を想定した備えが必要となります。
- ・この冊子では、都市復興まちづくりの流れや、平時から市民の皆さんに取り組んでいただきたい内容などをまとめました。



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

震災後のすみやかな復興に向けて

発行日：令和 8 年（2026）年 3 月
問合せ先：川崎市まちづくり局計画部都市計画課
川崎市川崎区宮本町 1 番地
電話番号：044-200-2033
FAX：044-200-3969
メールアドレス：50tosike@city.kawasaki.jp

※掲載写真は特記以外神戸市提供



阪神・淡路大震災時、火災が発生した神戸市長田区



阪神・淡路大震災から復興した神戸市灘区六甲道駅南地区

阪神・淡路大震災から復興した神戸市長田区新長田駅南地区

災害が起きた際、はじめに応急対策、続いて復旧・復興対策を講じる必要がありますが、「復旧・復興」については以下のような考え方の違いがあります。

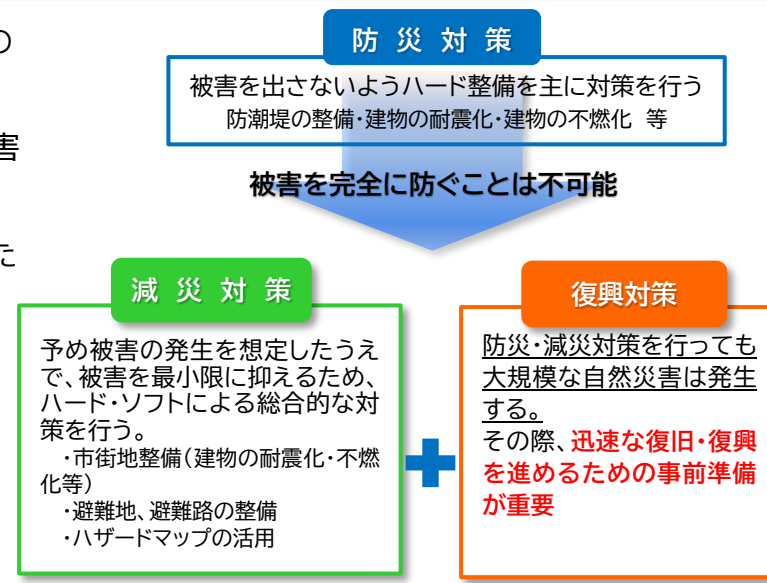
「復旧」 「古い」・「元の」という意味で、最低限もとの状態に戻すこと。

「復興」 「興す」という意味で、新しく創造しながらより良いまちに回復すること。

都市復興まちづくりとは

震災による被害の軽減や拡大防止を図るための耐震化や不燃化などの「防災・減災対策」や、消火・救急・救助活動や応急措置による二次災害の防止、施設の本来機能の回復等を図る「応急・復旧対策」だけでなく、被害想定を踏まえた「復興対策」にも取り組む必要があります。

震災復興では、都市復興、生活復興と産業復興が必要ですが、本冊子は、**都市復興**を対象としています。



都市復興まちづくりの課題

都市復興まちづくりは計画の作成から復興までに長期間を要します。過去の被災等の経験から、下記の課題が明らかになっています。

① 住民と行政との考え方のミスマッチ

震災復興の初動期には行政から復興まちづくりに関する計画が示されると、住民と行政の間に考え方の違いが多く見られました。その結果復興までにかなりの時間を要した地区が散見されました。しかし、住民と行政が十分に意見交換等を行い、それらを計画に生かしたことで、信頼関係がつけられたケースが多くなっています。



② 住民間の意見の相違

震災で大きな被害を受けた地域では、住宅の早期再建が大きな課題です。しかし従来と同規模の住宅の再建が資金面等から難しい場合や、被災した分譲マンションの建替えなどで住民間での意見の相違が表面化し、容易に計画が進まない地区も存在しました。



都市復興まちづくりの目標と方向性

災害前の生活を回復するだけでなく、再び同じような被害を繰り返すことのない都市をすみやかに実現するためには、行政や市民、事業者などが協調して、共に知恵や意見を出し合い、地域の力を最大限に活かしながら復興に取り組む必要があります。

(1) 災害に強い都市構造の形成を目指す。

都市の不燃化・耐震化促進やオープンスペースの確保、拠点地域の整備、密集住宅市街地の改善、緑化の推進等により、災害に強い都市構造の形成をめざします。



川崎市で想定される被害

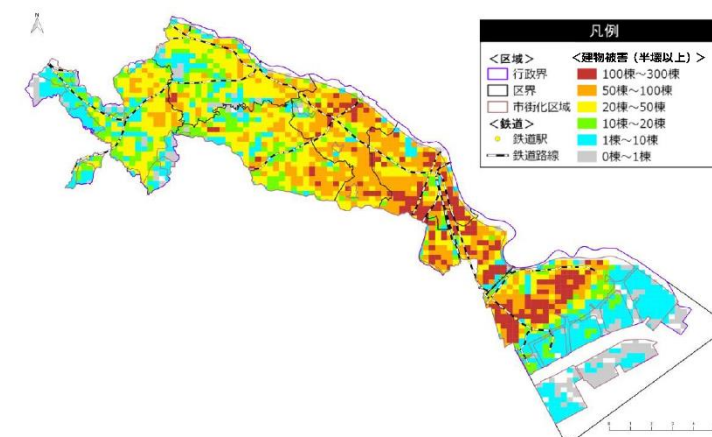
被害想定

川崎市地震被害想定調査（川崎市直下の地震）（平成21年度調査）において、次のような被害が想定されています。

建物被害（揺れ）	地震火災の被害	人的被害
 全壊 33,861 棟 半壊 56,701 棟	 出火 247 件 延焼に抛る焼失棟数 17,372 棟	 死者 1,143 人 負傷者 18,975 人

※平成21年度調査と平成24年度調査を比較し、原則として被害が大きい結果を掲載しています。

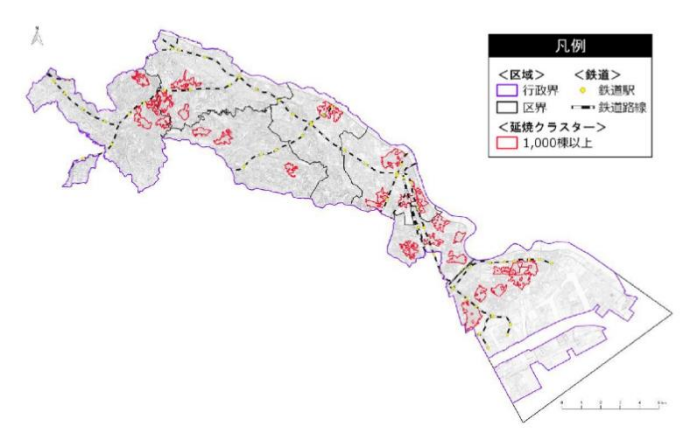
●揺れによる自治体判定建物被害（半壊以上）棟数分布



<建物被害のリスク評価>

◆川崎区・幸区・中原区・高津区で、半壊以上の建物被害が多く見込まれるエリアが存在しています。

●延焼クラスター



<延焼クラスターのリスク評価>

◆大規模地震の発生に伴う火災延焼が想定される区域が点在しています。

(2) 安全に避難できるまちをめざす

市立中学校の「地域防災拠点」の整備、避難所の耐震化、地域防災拠点や避難所等への安全な避難経路確保等により、安全に避難できるまちをめざします。



(3) 自助・共助(互助)・公助による復興まちづくり

被災地区の状況を踏まえ、自助・共助(互助)・公助による復興まちづくりを進めます。



住民と行政の協働(住民参加)による復興まちづくりプロセスの想定(イメージ)〈地震発生～6ヶ月〉

被害の大きい地区の復興には、住民自身の主体的な参加が望まれます。また、過去の災害の例でも明らかなようにその完了までには相当な時間を要します。したがって、住民一人一人の自助努力だけではなく、住民同士が協力して復興に取り組む組織を作ること
も重要なポイントになります。以下に、地震発生から地域の復興に至るまでの一般的なプロセスの例と、住民参加のイメージを示します。

地震発生 (想定)

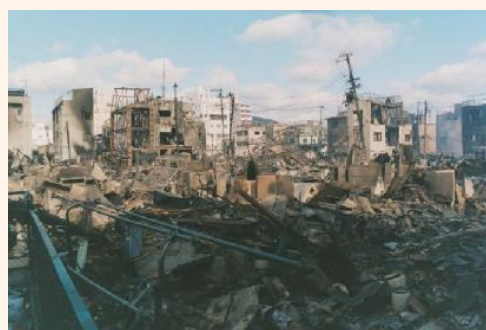
○川崎市で震度7の地震が発生
○市内では地震により、200 件以上の火災が発生し、17,000 棟以上の建物が焼失、揺れにより 30,000 棟以上の家屋が全壊、50,000 棟以上の家屋が半壊しました。
○この地区では多くの建物が全壊または焼失しましたが、地域で協力して消火活動や避難行動がとれたので、人命被害は最小限にとどめることができました。



第1段階 (被災から約2週間)

○避難所での生活が続くなか、市から都市復興に向けた方針(都市復興基本方針)が発表されました。 **Point1**

○この地区は特に被害が大きかったので、2度と同じような被害を受けないために、災害に強いまちづくりを進めることになり、まちづくり計画ができるまで、建物を新たに建てることが制限されることになりました。 **Point2**



第2段階 (被災から約1～2ヶ月)

○地区住民が集まり、市が主催する第1回復興まちづくりの会が開催されました。

- ① 市が作成したまちの復興イメージ案、②復興まちづくりの手法、③スケジュールについて説明がありました。

○今後の復興まちづくりについては、市が提示した案を基に、復興まちづくり協議会で検討することになりました。 **Point3**



第3段階 (被災から約2～6ヶ月)

○復興まちづくり協議会では、
・まちの将来イメージ
・道路、公園等の配置
・街並みのルール化の必要性
・住民アンケート調査の実施 等
について話し合いが行われました。
○復興まちづくり協議会に参加していない方のために、まちづくりニュースを発行し、検討内容や進捗状況について、地域で情報を共有しながら検討を進めました。

○また、地区住民との合意形成や、断続的な検討が必要なため第二次建築制限が実施されることになりました。 **Point4**

○復興まちづくり協議会での検討結果や住民アンケート調査結果を反映した地区別都市復興計画を決定しました。

第4段階 (被災から約6ヶ月)

○地区別都市復興計画が反映された都市復興計画を策定・公表しました。 **Point5**

○災害に強いまちに生まれ変わるために、都市復興計画に基づき、市と関係権利者や地区の住民と協議を行いながら、復興事業が始まりました。



Point1～5の解説

Point1 都市復興基本方針

発災後2週間以内を目標に、家屋被害概況調査の結果等を踏まえて市が策定するもので、「復興まちづくりの理念」、「都市復興の基本目標」、「都市復興への取組方針」等について定めるものです。

Point2 第一次建築制限

まちづくりの方向が定まる前に被災市街地内に無秩序な市街地形成が進むと、計画的な復興の妨げとなるだけでなく、被災者の合意形成に支障をきたすことになります。
そのため市では家屋被害概況調査の結果等を踏まえ、建築制限を設けなければ防災上問題のある街区が再度形成される恐れがあり、かつ、基盤等の再整備を一体的に行うことが必要な地区内で建築の制限を実施します。
おおむね1～2ヶ月間、自由に家を建てるができなくなります。

Point3 復興まちづくり協議会

被災地区の住民や事業者等が主体的に参画し、地域力を活かして復興に取り組む核となる組織となります。
積極的な参加をお願いします。

Point4 第二次建築制限

復興まちづくりについて、地区住民との合意形成や継続的な検討を要する場合、建築制限を最大で発災から2年間延長することがあります。

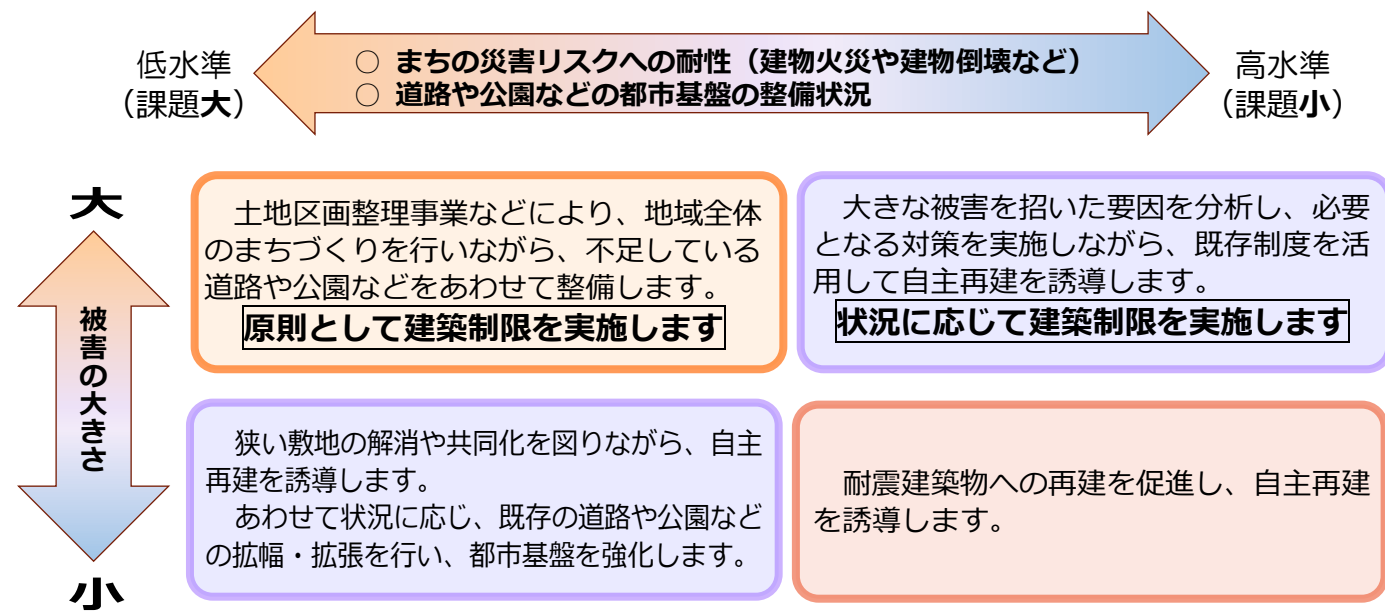
Point5 地区別都市復興計画・都市復興計画

都市復興基本方針の考え方より具体化したものです。「復興の期間」、「道路、公園などの都市基盤施設に関する整備方針」、「建物の用途などに関する土地利用方針」などから構成されているものです。市は都市復興基本方針に基づき、復興対象地区の指定を行った上で都市復興計画の骨子案を作成します。復興対象地区のうち、「重点復興地区」(※1)と「復興促進地区」(※2)については地区別都市復興計画等を決定します。これらを反映したうえで、都市復興計画を策定・公表します。

- (※1) 重点復興地区…被害が大きく従前から整備の必要性があり、重点的に復興を促進する地区
(※2) 復興促進地区…民間に個別再建を支援する地区

川崎市が考える復興の方向性について

本市では、地震等により甚大な被害が発生した場合は適切な復興パターンを検討し、最適な復興の方向性やそれらを実現するための事業手法の選択肢を検討していきます。



市民の皆さんに平時から取り組んでいただきたいこと

過去の災害において、平時からまちづくり活動を積極的に取り組んでいる地域では、地域の復興計画の策定がスムーズに行われています。平時の地域でのまちづくりの検討や防災・防犯活動は、災害時の被害を軽減するだけでなく、早期に復興を実現することにも役立ちます。そのためには日頃から地域とのつながりを持つことが大切です。また、お住まいの地域の災害リスク等を確認しておくようにしましょう。

例えば…

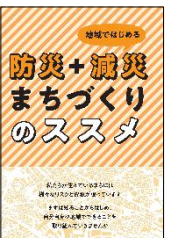
町内会や自治会が中心となって開催される防災訓練等の行事で、地域の防災に関する取組を知ることができます。

神戸市長田区真野地区では老朽住宅が多く、家屋の倒壊・火災の危険性の高い地域でしたが、阪神・淡路大震災では、平時からまちづくり活動で培われた地域のつながりが功を奏し、住民のバケツリレーや地元企業の消防隊の出動で初期消火に成功。建物の焼失を最小限に食い止めました。また、復興の段階においても、まちづくりの事業をほかの地区と比べ着実に進めることができました。

川崎市における防災まちづくりの取組

災害に強いまちづくりを実現するためには、建物、道路等の空間を改善する（ハードの取組）ほか、防災教育や災害時の情報伝達などの被害を軽減する仕組みや体制をつくっておくこと（ソフトの取組）が重要です。

川崎市では、火災延焼リスクの高い地区において、地域が主体的に防災活動を実施できるよう、防災まちづくり支援を行っています。



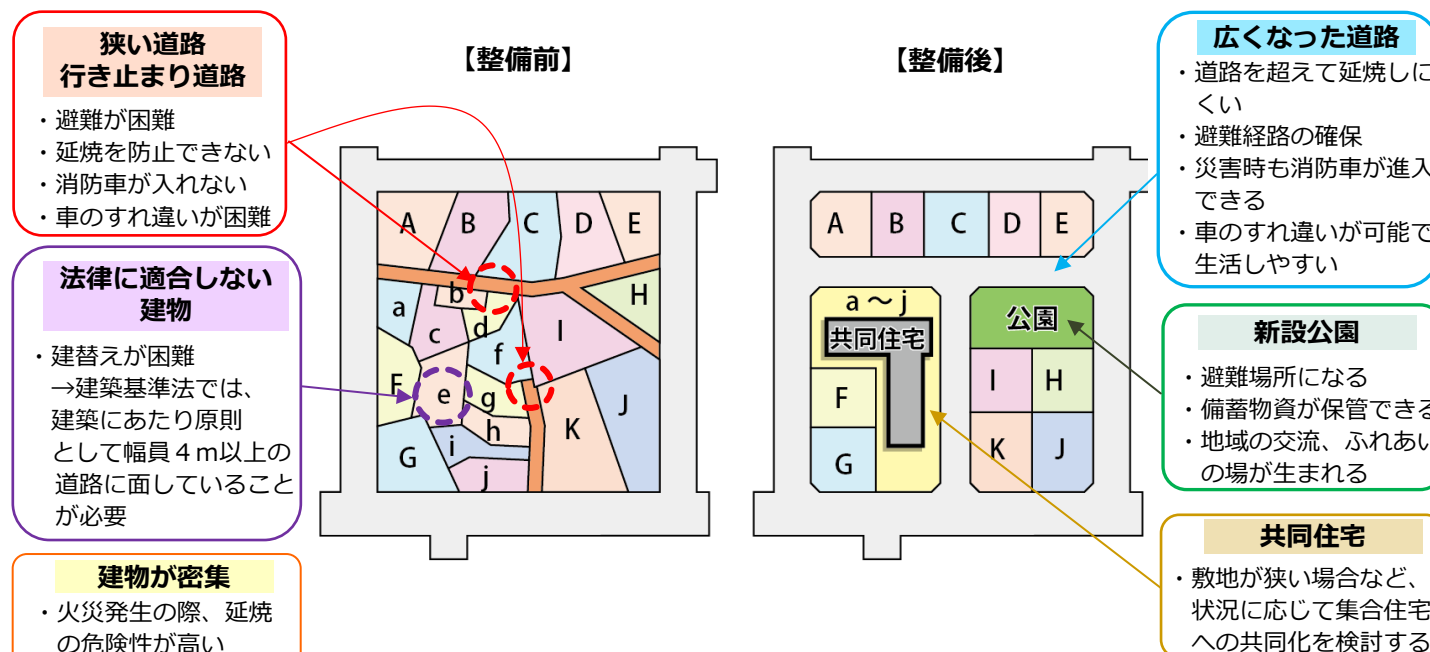
<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000113004.html> (地域住民との協働による防災まちづくり)



～被害の大きい地域に対する代表的な都市復興対策手法～

土地区画整理事業について

土地区画整理事業は、道路や公園などの公共施設の整備改善により、防災上の課題を解決し、将来同じ被害にあわないようにするとともに、復興や生活再建に支障となるような要因（無接道による建替え困難など）を解消する代表的な手法です。新たに整備される道路や公園は、皆さんが少しずつ土地を出し合い整備（減歩）します。



その他、複数の敷地を集約して共同でビルを建て、同時に道路や広場などの公共施設を整備する「市街地再開発事業」など、様々な事業手法があり、地域の状況に応じて適切な手法を選択することになります。

～災害からの復旧・復興を支えます～

まちの地籍調査について

地籍調査を実施していない地域では、災害復旧・復興にあたり、まず、土地の境界の確認から始める必要あり、復旧・復興事業に着手する前に多くの時間と手間が必要となります。東日本大震災発生時における高台への集団移転では、移転先の造成地の地籍調査が実施済みであったため、用地買収にかかる時間が、約8カ月短縮されたという事例もあり、地籍調査は災害からの復旧・復興の迅速化に大きな効果を発揮します。地籍調査の実施にあたっては、土地の所有者の皆様一人一人の御協力が必要です。



<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000017940.html> (地籍調査の概要)



川崎市 防災ポータルサイトについて

日頃の備えに役立つ防災情報を紹介しています。避難所開設情報や避難情報の発令状況も確認できます。



<https://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp/> (防災ポータルサイト)

備える。かわさき避難生活編 (被災したときの生活再建)

災害に対する日頃の備えなど、災害が起きる前に市民の皆さんに読んでいただきたい情報が掲載されています。



<https://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp/static/sonaeru/> (備える。かわさき)

